

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	副主幹	主 査	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 22 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成 25 年 7 月 17 日（水曜日）	開会 13 時 30 分	閉会 16 時 56 分	
開催場所	第一委員会室			
出席委員	関藤、堀、清水、木下、田村、窪之内	事務局	菊井事務局長	
	議長、委員外～渡辺精郎		和田副主幹	
欠席委員	なし		橋本主査	
説明員	別紙のとおり	議 件	別紙のとおり	
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について			
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。			
	（1）滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等に向けた打合せ経過について			
	（2）ごみ処理手数料の改定について			
	2. その他について			
	・委員長から 7 月 24 日のごみ処理施設視察の日程等について説明を受けた。			
	・今後の行政視察の報告書について作成者を決定した。			
	・委員長から道外視察の視察先について提案があり、ほかに視察先の希望があれば、次回委員会までに事務局に連絡することとし、連絡がない場合は、提案どおり進めるととした。			
	3. 次回委員会の日程について			
	7 月 31 日（水）午後 1 時 30 分から第一委員会室で開催することに決定した。			
	上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 厚生常任委員長 関 藤 龍 也 ㊦			

平成25年7月12日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成25年7月3日付け滝議第63号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	樋 郡 真 澄
市民生活部参事	伊 藤 克 之
市民生活部参事	石 川 雅 敏
市民生活部くらし支援課長	配 野 英 夫
市民生活部くらし支援課副主幹	原 田 暢 裕
市民生活部くらし支援課主査	運 上 琢 諭
保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部次長	中 川 啓 一
保健福祉部福祉課長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部介護福祉課長	松 澤 公 和
保健福祉部介護福祉課副主幹	深 村 栄 司

(総務部総務課総務グループ)

第22回 厚生常任委員会

H25. 7. 17 (水) 午後1時30分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《保健福祉部》

（1）滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等に向けた打合せ経過について（資料）介護福祉課

《市民生活部》

（2）ごみ処理手数料の改定について（資料）くらし支援課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第22回 厚生常任委員会

H25.7.17 (水)13:30～

第一委員会室

開 会 13:30

委員長 ただいまより第22回厚生常任委員会を開催いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、堀副委員長から遅刻の申し出がございます。議長の出席をいただいております。委員外議員として渡辺精郎議員の出席を許可しております。

1. 所管からの報告事項について

1、所管からの報告事項について入らせていただきますが、質疑、再質等、また答弁については簡潔にお願いいたします。

(1)、滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等に向けた打ち合わせ経過についての説明を求めます。

(1) 滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等に向けた打合せ経過について

深村副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

木 下 7月11日の保健福祉部と市関係課による緑寿園建てかえに関する現地視察及び意見交換の中で、市関係課とはどこの課か伺います。

深村副主幹 建設部建築住宅課、総務部企画課、総務部ストックマネジメント推進課です。
木 下 そのほかに、前後しましたけれども、7月5日に作業項目及びスケジュールについてという意見交換をしたみたいですが、スケジュールというのはまだ発表できないのでしょうか。

深村副主幹 実は、スケジュールにつきましては、こちらのほうの資料にも記載しております緑寿園の建てかえに関する内部の関係課によります検討、これを踏まえて事業団側との協議に入っていくということを見据えますと、今少々お時間をいただいて、早ければ次回の厚生常任委員会でスケジュールほか関係する資料の中で出せるものについては考えていきたいと思っております。

委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

窪之内 5月24日部内協議というのは、協議内容を伺います。

6月13日、6月27日、7月5日、全部懇談なのですね。それで、なぜ懇談なのかなということ。きちんとした協議を行うということであれば、懇談というのではなくて譲渡に向けた協議の第1回目とか、そうでないと何か懇談ということをやわざしているという意味があるのかどうかということと、そういうことで見たら保健福祉部長等との懇談なので、課長その他何人かの方がいらっしゃるのだと思うのですが、お互いにそのときの協議事項をきちんと確認をするという手だてをとった上での会議、協議会なのだと私は受けとめたいのですが、懇談となると何かすごく軽く感じてしまうのですけれども、そういった懇談なのか。そうではないのだと、譲渡に向けてきちんとした協議を進めている1回目、2回目なのだとということならやっぱり懇談という言葉はふさわしくないので、その辺の位置づけともし懇談というのでないのであれば、きちんとした協議とすべきでないかということについてお伺いします。それと

あわせて1回目、2回目の懇談にしてもきちんとこのことを協議して、これについて次回までにどうしようとかということで文書としてそのときの懇談内容がお互いの確認事項としてなっているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

深村副主幹

まず、5月24日の施設譲渡に係ります部内協議につきましては、先ほど一部申しました譲渡にかかわります作業項目、それから今後のスケジュール、そういったものにつきまして内部で意思統一を図るべく協議を行ったものであります。そして、それ以降の事業団理事長ほか常務理事等との懇談という表現、これにつきましては5月28日に常務理事が選任をされました。しかし、就任は7月1日となっております。現理事長も5月16日の行政視察と意見交換の際に組織体制の足場固め、これに意を用いていたと。そういった部分に市のほうも配慮して、そうした譲渡協議の話については市のほうからは特にまだ言われていなかったといったようなお話もいただきました。私どももまずは事業団サイドの組織固めを受けてから本格的な協議に入ろうといったことを実は念頭に置いておりました。さらには、石田理事長におかれましては昨年の11月1日に就任され、山本常務理事は7月1日ということで、過去の経過も正直把握しかねている部分もございましたので、ここの意見交換、懇談というような表現につきましては過去の経過をお示しするとともに、今後こういった作業内容、スケジュールで市のほうは進めたいと考えているのだけれども、それに向けて体制づくり、準備をひとつまずお願いしたいのだと、そういうことでこういう表現になっております。したがって、今月7月に入って既に5日には懇談はしておりますが、今後こういった場を設ける際にはあくまでも委員さんのおっしゃる協議という形で一つ一つ確認行為をとりながら次回協議項目についての整理をしていくといった形をとろうかと考えております。

窪之内

その辺については了解しました。

それで、その協議に入るということの大まかなスケジュールということについても懇談の中で確認は終わったのだと思うのですが、正式な協議についてはいつから始まると押さえておけばいいのかというのと先ほど木下委員からも質疑があったのですが、大まかなスケジュールについては次回は資料で示せるかもしれないと。次回というのが曖昧なのですよね、いつやるかわからないという。例えば視察の問題でも早急に実施するとか、今度24日の視察も厚生常任委員会なので、いつごろと明記してもらったほうがいいと思って、その点の2点をお伺いします。

深村副主幹

正式な協議、これにつきましては、実は先ほど内々とお話し申し上げました緑寿園の建てかえを含む施設の方向性、これをある程度優先的に固めてからと考えているのと並行して、実は事業団側が施設譲渡を受けた後の財政シミュレーション等につきましてはもう既に作成を依頼しております。そうした関係資料を整理して協議するとなりますと、やはり今月中に協議というものがスタートするとご理解いただいて差し支えないかと思えます。次回の大まかな時期につきましては、7月24日の行政視察にはあいにく我々も内部検討をまだしている状況でありますので、ご紹介申し上げることはできませんでしたが、早ければ秋口にでもこちら厚生常任委員会の日程に合わせた形の中で行政視察というものも組み入れることも検討してみたいと考えております。

(何事か言う声あり)

深村副主幹 全体スケジュールですか。全体スケジュールは、その協議が始まった今月の次ぐらいかの厚生常任委員会になろうかと思うのですけれども。

委 員 長 厚生常任委員会の日程等々につきまして、また後ほど皆さんにお諮りするのですが、実は7月31日を次回の厚生常任委員会の予定としておりますけれども、次回までにスケジュールということであつたのですが、31日にそれが可能なかどうかということと、さらに次回、実はあと2回分の厚生常任委員会の日程を内々で決めておりまして、7月31日、その後8月7日水曜日の順で厚生常任委員会開催の予定なのですが、そのどちらかまでにスケジュール等々というのは提出可能かどうかの確認だけしたいと思います。

深村副主幹 スケジュールほか関係資料につきまして出せるものにつきましては、この7月31日もしくは8月7日には出せるようにしたいと考えております。

委 員 長 ほかに質疑ございますでしょうか。

清 水 まず、常務理事がかわられて新たな就任については報告されたのですが、いつ退任されてという退任されたほうの経過、またほかの理事についてはどのような異動がこの間あったのかというのが1点目です。

2点目は、今の説明では緑寿園建てかえの話をされていたのか。施設譲渡全体についての財政シミュレーションとかという話が出ていたので、譲渡全体という話にも受け取ることができるのですが、7月5日に施設譲渡協議と書いているので、全体ということですね。ということは、譲渡と建てかえ全てにわたる協議を今までの説明は指しているのかということです。つまり2008年11月17日に厚生常任委員会資料として出された中身、これが7月31日あるいは8月7日に出されると考えてよいのかということが2点目です。

3点目は、今後出される資料の中で部分的という資料でなくて、もちろんそれは段階的でいいのですけれども、早期に2008年に提出をされた資料のような内容のものが提出をできるのかという確認が3点目です。

それと、緑寿園の建てかえそのものの問題なのですが、いわゆる行政で建てた場合、また完全に今のものを譲渡して事業団が建てかえた場合の違いとか、そんなものもこのシミュレーション等で示されるのかということ。今の4点目です。

5点目は、今回の常務理事就任で、いわゆる社会福祉事業団に46通知でしたね。社会福祉事業団に市の理事者、議員等が理事に就任できないという中で一時就任の動きがあつたわけですが、そういったものが当面これはなくなってしまったのかということについてのお考えを伺いたいと思います。

以上です。

深村副主幹 まず、ご質疑の1点目の前常務理事の退任理由、それからほかの理事の異動ということなのですけれども、前常務理事は正式にいつというのは実は私どもとしてはお受けしておりませんが、去年の12月末をもって退任されたと理解しております。その退任の理由については、詳細は把握しておりません。ほかの理事の異動は一切ございません。

それから、2点目、建てかえの話と譲渡の話、これが一体となつてと先ほど説明の中であつたのかということなのですけれども、もちろん一体としての話です。施設譲渡を進めていく上において、事業団の主たる運営の柱となるであろう緑寿園の建てかえ、これがやはり施設全体の方向性を見きわめる上においても非常にウエートが大きいといったことから、施設譲渡の協議を今後本格的に

進めるに当たってはまずこの緑寿園の建てかえについてをある一定程度市と、それから事業団のほうとで協議を重ねて合意を得たいといったことでありました。

3点目、2008年に提出した資料の早期の提出ということで、これにつきましては先ほど申しました7月31日もしくは8月7日に向けて整理し、提出するべく努力をしたいと考えております。

それから、4点目、建てかえそのものを市が行うのと事業団が行うのとの違いと、そういったものも2008年の資料とあわせて提出されるのかということですが、これにつきましては市と社会福祉法人が建設した場合、補助金は共通してあるのですけれども、補助制度は該当になるのですが、市であれば起債制度があり、それから社会福祉法人であれば低利の福祉医療機構からの貸し付けになります。ですので、これはあくまでも比較表という試算でお出しすることはできますというか、そういう形でしか出すことはできません。市の財政シミュレーションをつくる際には、やはり起債として市が建てた場合はどれぐらい後年次に負担が出るのかということとはわかりますし、一方では事業団が建てた場合につきましては市のほうのシミュレーションとしてはうかがい知れない部分でもございますので、強いて収支という形ではない比較を見たいということであれば、そういった比較の形でお出しすることはできるということでもあります。

それから、5点目、以前46通知に基づいて市の理事者あるいは市議会議員が社会福祉法人の理事になれないということについて、今後その話が全くなかったのかというご質疑でございましたが、これにつきましてはなれない理由は確かにないのですけれども、まさしく譲渡協議が本格議論されていく段階において社会福祉法人側に例えば市の理事者が入ることによって、その譲渡協議がどちらかという市主導になりかねないという側面も実は考えられます。したがって、今回の常務理事は、市のOBではありますけれども、これによって市の理事者が理事になるですとか議員が理事になれないとか、そういったものが全くなかったとは言いませんけれども、今その必要性は見出しづらいと理解しております。

以上です。

(何事か言う声あり)

委員長
深村副主幹

答弁の追加ございますか。よろしいですか。

2008年の資料という部分なのですけれども、これは2008年の11月に委員会に提出した資料ということで、例えば市のシミュレーション関係につきましては数字を置きかえてとかということ整理したものは出せるのですけれども、そのときと状況、同じような段階で出すというものにつきましては相手との協議が終わった中で出していきたいと思っておりますので、過去に出した資料のレベルというか、内容につきましては今後当然この委員会に出していかなければならないものと理解はしておりますが、それを一つにまとめた形で2008年と同様のものをお出しするということはこの7月31日と8月7日において可能かと問われますと、それは段階を踏んでやらせていただきたいと考えております。

清 水

まず、緑寿園の建てかえが最も大きい内容だということで、これを先行させながら全体の譲渡協議というようなご説明だったと思うのですが、先ほどどちらが建てかえると、つまりどちらが所有するということを比較をする場合は、当

然運営するのは所有者ですから、そちらの面の比較もしなければならないと思うのです。それで、今回のこの非常に大きな施設譲渡、事業の譲渡というのは滝川市政にとっては恐らく最大の譲渡問題になると思うのです。そういう点で、資料は完璧に出していただくという点で先ほどのどちらが建てかえた場合というのも運営まで眺めたそういうシミュレーションですよ、ということがまず必要だと。それを1週間で提出してほしいなんていうことは私は全然言いません。完璧なものを求める以上、当然それに要する時間も十分必要なわけですから、ただそういうような姿勢で進めることについてのお考えを伺います。それと、2つ目は、理事会でいえば理事が9名ですか、幹事が2名と、評議員でいうと19名、こういう中身ですよ。ここに2人ぐらい入っても理事の中にやはり市や議員が少数ですから、体制に影響はないのです。それと、もちろん市の利益を、利益代表が入ることになるのは当然なのだけでも、全国の事業団の譲渡の経過を見れば、それが普通の状態だったはずなのです。46通知が廃止されて理事を全て退いて、それから10年もたって譲渡ということのほう恐らく少数な事例に入ると思うので、要はどれだけ十分な、また透明な検討をした上で本当に譲渡、あるいは譲渡しないという選択もあるのだけれども、ということのためなので、理事を送るということだけがその方法とは考えませんけれども、そういうものがこの協議には求められているのだということを私は言いたかったのですが、それについてのお考えを伺いたいと思います。

佐々木部長

4月に体制ができて、そして今説明したように体制整備のもとで、懇談という表現を使っていますが、譲渡の今までの経過を十分お互いもう一回確認し合うために世の中の流れも官から民へということで、老人ホームも民の時代になっていると、そのような協議を行いまして、そして今後整備方向をつけながら譲渡、移管しようという、そういう考えで今まで進めてきております。それで、先ほどお話ししていますように次回、8月7日ぐらいまでには内々のスケジュールはありますが、全体に見えるスケジュールとこういう作業工程、こういう作業をしなければならないということをお示しします。その段階においては、まだシミュレーションまでいかどうかわかりませんが、もう少ししっかりしなければならないのですけれども、そういうものを出していき、そして少しずつ計画できたものを段階的にはお示ししていきます。それで、最終的には早ければ、本当に早ければ来年ぐらいまでに譲渡をしたいと思っておりますけれども、今清水委員のご質疑で完璧でなければならないとなると、かなり相当な内容の熟度の高い、それこそ実施計画に近いような施設整備計画となると思います。その辺またご意見をいただきまして、そうなると今度譲渡がもう少しおくれるかなとなりますので、その辺をこれから資料を提示しながらいろいろとご相談していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、もう一点、市議会議員等の理事への参画ということで、この間も理事長もお話ししていましたが、今の段階はありませんということで全く否定するものではありません。それで、今回3回ぐらいテーブルに着きましたけれども、理事長は市と一体となって一生懸命考えていきたいということで、当たり前の話ですが、同じテーブルで、同じ土俵で両方、滝川市の老人福祉や社会福祉施設の推進、向上に向けて同じ目線で駆け引きなくその目標を目指してやっていきます。そういう関係で十分信頼関係を持ってやっていきます。

委員長
木下

そういうこともまたこういう形で情報提供、報告していきますので、その辺はよろしくお願いいたします。

ほかに質疑ございますでしょうか。

たしか指定管理の制度は今年度いっぱいだと、この間の厚生常任委員会でお話がありましたけれども、事業団への指定管理は来年3月いっぱいで一応終了ということになっていますので、急がなかったら本当に事業団に施設譲渡は難しいという問題が出てきますので、その辺も含めてお考えを伺います。

深村副主幹

現在も指定管理につきましては、施設譲渡が整うまでの間ということで1年間の特例条例でやらせていただいております。先ほど部長からもお話ありましたとおり、譲渡協議を進めていく中で完璧なものを求められるとそれだけ時間もかかってしまっただけで譲渡協議も延びてしまうという側面も否めませんが、なるべくそうした形で皆さんがご理解、納得いただけるようなものを委員会の場には提供していきたいと思っておりますので、その委員会の協議経過というか、そういうのも見定めながら指定管理という部分についてはお考えいただければと思います。

木下

その指定管理は、また1年延ばすことも可能ということを含めて今答弁いただいたのですけれども、それも含めた考えでいいのですか。

深村副主幹

一括譲渡をできれば来春というのを目標にはしておりますが、それは協議、相手のいることでございますので、その協議経過を見きわめるとそういったことも起こり得るということでございます。

委員長
窪之内

ほかに質疑ございますでしょうか。

清水委員の質疑のやりとりの中で1点確認しておきたいことがあるのですが、私も2定の中で緑寿園建てかえについて市と事業団が建てかえたときの財政的な有利はどちらにあるのだという質疑をさせていただいたのですけれども、それでいえば財政的には若干民間のほうが、事業団が建てかえたほうが有利でないかという答弁は出ているのです。それで、市の姿勢として今譲渡協議を進めるわけだから、市が建てかえて、行政が建てかえて、建てかえた上で譲渡をするという方向もあり得るということではないと私は思っていたのです。今のこういう譲渡協議が進んでいる中では、事業団が建てかえるということを主に話は進めるのだと私は理解していたのですけれども、そうでない方向も資料として出してこの委員会で検討して、市が建てかえて、建てかえた上でそれをまた向こうに譲渡するということもあり得るということで考えていいのか。今の姿勢、保健福祉部がとっている姿勢、市の姿勢について確認だけしておきたいと思います。

深村副主幹

混乱してしまうような答弁をしてしまって申しわけないのですが、市としてはあくまでも施設譲渡後の事業団に建てかえをしていただくというのが基本的な考えであります。それにつきましては、社会福祉施設の運営収入が措置費であり、介護報酬であり、ほとんどが公費で賄われているという性質上から社会福祉法人のほとんどが黒字経営ということなのです。それに加えて事業団の場合はこの30年間、指定管理をしていく中で法人みずからの経営努力によりまして、この間の5月16日の意見交換の場でも理事長のほうからもお話がありましたとおりに、財産もそれなりに多額の現金を保有しておられます。譲渡後、社会福祉法人においては市にはない加算もあったり、そうした優遇的な部分もございますので、やはり建てかえにつきましては社会福祉法人にやっていただ

委員長
清水

きたいというのが基本方針でありますので、その辺はご理解いただきたいと思います。ただ、委員さんがおっしゃっていた例えばこれをもし市がずっと継続していった場合と法人がやった場合とではどういうふうになるのだという一般論としての比較ということであれば本当のたたき台としての試算としてお出しすることはできますけれども、軸足はあくまでも譲渡後の法人に建てかえてもらうというのが基本的な考えです。

ほかに質疑ございますでしょうか。

先ほどの46通知で縛られていた理事の範囲から今の考え方についての続きなのですが、これだけは聞いておきたいということで、通常社会福祉法人というのはやはり社会福祉を志した方々が法人格を持たない状態でいろんな事業を行って、そこで蓄積された経験や実績あるいは資産、これをもとに法人格を得ていくと、経営を充実させていくというのが流れで、通常はその理事会というのはその経過で努力をされた方々、こういう方々が理事会の中心になるというのが通例なのです。ところが、現在の理事会というのは、いろんな見方があると思いますが、各団体にお願いするということなのです。果たして年間数十億円の運営費がかかるような事業、また今回の数十億円の建設を担う、あるいは350人の職員、また400人以上の利用者、こういった社会福祉法人で血と汗を流してきたのは誰なのかということを考えたら、市民全体というのは私はそれは絞り込めていないと。やっぱり代表すれば滝川市がその血と汗をかいてきて、滝川市のその流れがきちんと譲渡時の理事会には入っていなければいけないと。まさにそれが中心になっていかなければならないというのが私は基本的な考えに据えなければならぬと思うのです。ところが、いろんなことが言われています。何でここに道議が入っているのだと、誰がこういうことを必要だと言ったのだと。あるいは誰がこういう人を要請したのだと。石田理事長みずからが私は市には全く要請されていませんと、そういうことでなられた方ですから、そういう点でいけば市の考え方をきちんと持っている方が理事の中にいらっしやらないのです。血と汗をかいた方がいらっしやらないわけです。だから、譲渡はしたと、しかし全く滝川市の考えと違う方向に行ってしまう可能性も否定できないとなってしまうので、そこで理事の中に滝川市の考え方を十分に反映できる方、これはもう先ほど副主幹が説明されたような利害関係での理事選定にかかわる問題点をはるかにそれをカバーして余りあると思って理事の中に市理事者、また議会の中からということの考えを伺ったのですが、そういった私の思いをどのように受けとめていただけるでしょうか。

佐々木部長

本当にそのとおりだと思います。先ほどお話ししましたように市議会議員が理事に入ること、私どもが決めるわけでもないですけれども、全然否定するものではないということです。それと、かなり今理事会も少しずつ全市的というよりも経済界の方に入ってもらって、充実のために理事者もかわりつつあります。それはそれとしまして、市の考え方をしっかり今後事業運営で推進してもらうということは必要なことです。理事長は市から頼まれたわけではないですけれども、理事長の最初の基本理念は本当に市の考え方、市の施策をベースとして物事を考えていくのが基本となっております。そういった中で、今すぐ市議会議員等が理事に入るわけでもないですけれども、今後とも協議検討を進める中で連携はしっかり行っていきたいと思いますので、今のご意見は理事長のほうにも伝えておきます。よろしくお願いします。

委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。
(2) ごみ処理手数料の改定についての説明を求めます。
(2) ごみ処理手数料の改定について
(別紙資料に基づき説明する。)

配野課長 (別紙資料に基づき説明する。)

運上主査 説明が終わりました。

委員長 質疑ございますでしょうか。

清 水 では、一応通告していますので、その内容で伺いたいと思います。
まず、処理原価の構成要素分析ということで、現状の処理原価の構成要素というのはリサイクルであり管理型処分場等ということでお伺いしたいと思います。まず、リサイクルについては1点目として、ごみ処理経費のうち一定額を占めるリサイクルですが、稼働率が低下しているのではないかと。これは、平成15年から低下していると聞いておりますが、稼働率について伺います。稼働率については、まず生ごみの処理の稼働率、そして可燃ごみの圧縮とトレーラー運搬、またペットや缶の選別工程、それぞれについての稼働率で現在どうなっているのかという点とオープン以来の推移と。オープン以来の推移を示していただければ、現在もわかるということで。
2点目は、今回の新たな分別で運搬が減ることによってどのような影響が出るのかと。当然分担金の変動することになるのは、それは変動するのですが、それをここでは聞きません。単純に施設の稼働率や人件費などの経費がどう変わるのかということでお聞きします。
3点目は、生ごみ収集量が減少した場合、どのような影響が出るか。同様に伺います。
4点目、施設のハード面について、まず1つ目として今後5年から10年の改修整備予定について、2つ目として施設の耐用年数をどのように考えているのかと。以上がリサイクルについてです。
次に、管理型最終処分場についてですが、1点目は、残余年数の調査を今年度するということですが、大体何年から何年の範囲と見込んでいるのかと。
2点目は、新設する場合、まず残余切れの何年前から設計工事を始めるのかと。そして、規模の予定、建設費の見込み、ごみ処理経費は毎年どの程度増加になるのかという見込みです。
これに関して、3点目は、扇町の説明会でその答えとして12億円かかると、さらなる値上げはその時点で検討するというように答弁をされましたが、手数料の改定をしたらこのときだと、あるいはこのときにしようと考えていると説明されたわけですが、市民負担増は不可避という前提に立っておられるのか伺います。
2件目です。関係市町との連携についてですが、まず1点目として意見交換の経緯を伺います。説明資料には、中空知衛生施設組合の構成市町と調整と統一的対応を進めるとしていますが、関係市町の料金改定についてのエネクリーン構成団体の6市9町との意見交換、調整の経緯について、袋の金額、値上げ率、また実施時期、あるいはこの市町は例外でこういう例外を設けるとか、ある市町は独自にやるとか、そういったことについても伺います。

2点目は、エネクリーンについてですが、可燃ごみが減少した場合、各市町からの分担金にかなりの変化が生ずると。各市町の減量見込みについて当然今の段階で把握をされていると思いますので、伺います。

3件目です。1点目として、改定料金の考え方、まず改定の根拠ですが、滝川市廃棄物減量等推進協議会から24年2月にごみ処理コストに対する市民負担の割合について適正な水準へと近づけるべきとの答申が出されました。適正な水準とはどういうものと考えているのか、またそう考える根拠について伺います。

2点目として、歳出、歳入の推移についてですが、家庭系は15年度から22年度で6億410万円から6億4,380万円へと3,970万円増の6パーセント増と。これに対して歳入は3,790万円減で24パーセント減と。市民負担率は26.1パーセントが18パーセントへと7.4パーセント減になっています。市民負担率の最大の低下要因は、減量による歳入減だと思います。つまり歳出増よりも歳入減が大きいと思います。答申の考え方に沿うならば、まずさらなるごみの減量化及び資源化の推進を図ることで平成15年より十分な歳出減になることはまず間違いないと。答申の1つ目については、答申に沿うと思うのですが、しかし減量の努力をすればするほどまた今度袋代を上げなければならなくなって、結局市民負担は変わらないのだという状態になってくるとすれば、その場合は市民負担の適正化と言えるのかということでお考えを伺います。

次に、3点目として、事業系の歳入歳出の推移と。今回資料として出されているのは全て家庭系です。事業系の歳入歳出の推移を示していただきたいと思います。

4点目は、事業系収集業者による収集料金、袋代や重量当たり等の実態について伺います。

5点目は、関係市町との原料と料金試算の条件についてですが、処分場建設時に可燃ごみが減少すればエネクリーン、リサイクルクリーンの処理単価を上げなければ分担金下がると。同率の原料代は、滝川市の支出は変わらない。料金改定の試算は、どのような条件設定で行っているのかを伺います。

次に、6点目は、地方交付税についてですが、平成15年と22年の基準財政需要額について伺います。

4件目、分別についてですが、審議会答申で審議会では本市の課題として1点目、紙類などの推進で可燃ごみの低減はできると。2点目として、次にプラスチック類は今後の検討課題としていますと。それで、プラスチック類の資源化、減量化について所管としてどのように検討していくのか伺います。次に、プラスチック類も分別した場合、可燃物はどこまで減量が可能か、またプラスチック類の分別が当たり前の時代に分別せずに燃やし続けることで多額の支出をし続けることについてどのように考えるのかについて伺います。

次に、3点目は、雑紙の分別ですが、審議会の中で組成を調査されておりますが、ここでいう雑紙というのは組成率の雑紙と違うのだよね。組成率の雑紙は18パーセントというふうに見ているのですが、今回雑紙と称して食品の容器包装、日用品の容器包装の紙を総称して雑紙と言っているのが、43パーセントに相当するのだと思うのです。この43パーセントのうち分別を進めると、分別が何パーセントまでいくのかという見込みについて伺います。また、4点目として高齢者、障がい者も分別できるようにする配慮はどのようにされるのかについて伺います。

5件目ですが、減免制度で伺いますが、条例の第30条で減免制度について、1つ目として生活保護法により生活扶助を受ける者、2つ目として70歳以上の単身者、3つ目として母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭、これは父子家庭も追加されているのかな。これは確認をします。4つ目として、その他市長が特に必要があると認めたものと。それぞれ別に規定でもっと明確に規定をするということなのですが、25パーセント増が今回されるわけですね。減額することとした手数料の額に相当する指定ごみ袋または指定ごみ処理券の枚数をふやす考えについて伺います。何を言いたいのかというと、例えば年間100枚使うとしますよね。30枚支給を受けると。そうすると、70枚の分の負担がふえるよと。30枚はもらうのだから、負担率は変わらないではないかという考え方もちろんそれはそれで成り立つのだけれども、要するに特に減免が必要だと考えている方々なので、今回の条例改正を機に減額することとした手数料の額に相当する指定ごみ袋または指定ごみ処理券の今の枚数を変える考え方について伺います。

最後に、6件目ですが、減量と広域施設の稼働率対策について。市の条例では、産業廃棄物の処理について市の処理施設を利用できる産業廃棄物を第23条で定めています。これによると、法第11条第2項の規定により市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物は、一般廃棄物の適正な処理に支障がないと認められるものに限り、市の処理施設を利用できる産業廃棄物は規則で定めています。また、産業廃棄物の処分費用は第26条で別表第2に定める費用を徴収するとしています。そこで、減量によりリサイクル、エネクリーンの稼働率が低下しても長期契約等で歳出が減少しないことに対する対策として産業廃棄物を受け入れる考えについて。これは産業廃棄物を受け入れるべきという質疑ではございません。3割ないし4割の減量がされた場合に、施設の稼働率が大幅に低下すると。しかし、結局処理経費は変わらないということになってしまえば、市の歳出は変わらないということになってしまうのです。そうしたときに、何のために料金改定するのだということになるのです。やはり分別を進めることで市の歳出も減ると市民は普通は考えますよね。それに対して、こういうことも考える人が出てくるのではないかとということで、一応聞いてみるということでお伺いします。

それと、きょうの新たな資料については後ほどお聞きをしたいと思います。

窪之内
委員長
窪之内

議事進行に関していいですか。

窪之内議員。

質疑の趣旨を理解して全委員が答弁も聞くということであれば、その通告内容の用紙をできれば、私ほとんどメモはとったのですけれども、もし許されるのであればそれを委員に配っていただければと思うのですが。

委員長

清水委員の通告内容を皆さんに配付するということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、若干休憩いたします。

休 憩 14:52

再 開 14:54

委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁のほうをお願いいたします。

運上主査

それでは、事前にご質疑をいただいたということで、順番にご説明をさせてい

たきます。最初にいただいたリサイクルの4点につきましては、正確な数字を出したほうがよろしいかと思しますので、現在衛生施設組合のほうに資料請求をしてございます。したがって、次回の委員会のほうで数字を交えた説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただければと思います。

続いて、最終処分場の関係ですが、残余年数の調査の関係ですけれども、現在これまでの埋め立て量から計算いたしますと、平成32年度ぐらいまで使用可能と考えてございますが、そのことを正確に判断するための調査を今年度残余容量の調査ということで現在実施中でございます。この調査の結果によりまして、最終的に32年まで使用可能かどうかということも含めて明確になると思っております。現状では大きく時期は変わらないものではないかと考えているところでございます。

最終処分場を新設する場合ということでございますが、これについてはまず供用開始を予定する4年前から基本設計を始めることになろうかと思えます。実施設計は3年前から、工事は2年前からとなる見込みでございます。規模でございますけれども、おおむね現在の最終処分場の4分の1程度の試算でございます。建設費については、その後の質疑とも関連いたしますが、扇町の説明会のときで説明していたものとの関連でいいますと、交付税で戻る分を差し引いた純負担額で約12億円程度になるものと試算をしております。これを15年で償還するとなると平均8,000万円程度と想定をしているところでございます。扇町の説明会でさらなる値上げは最終処分場の建設時に検討すると答弁したということでございますけれども、負担増の不可避との前提に立っているのかということでございますが、負担増にする前提でということではありませんけれども、当然のことながら建設経費も変わってまいりますので、検討はすることになると考えております。

衛生施設組合関係市町との調整の関係ですけれども、中空知衛生施設組合との調整はこの間行ってきております。滝川市としての提案内容についても説明をしてきておりまして、今後それぞれ市議会、町議会がございまして、対応していくことになろうかと思えますけれども、中・北空知の6市9町の構成市町との調整については公式な場での調整はまだ行っておりません。また、広域連合のほうにも今後の対応について、意見交換あるいは情報交換という形になろうかと思えますけれども、その点については相談をしていきたいと思えます。エネクリーンについてですけれども、可燃ごみが減少した場合の各市町からの分担金に変化が生じるということで、各市町の減量見込みでございますが、これについてはほかのまちが雑紙等に対応するかはまだ現段階では未定でございます。そのため、エネクリーンのほうでも単純に試算するのは難しいということで、滝川市が雑紙の対応をした場合ということでは出せると思えますけれども、全市的な6市9町の減量見込みというのはなかなか出しにくいものであると思えます。

それから、改定料金の改定の根拠ということですが、審議会のほうからごみ処理コストに対する市民負担の割合の適正な水準に近づけるべきという答申、その適正な水準ということなのですが、現在の重量制を導入するときに説明会では市民の直接負担分の割合を25パーセント、総経費の25パーセントをごみ処理手数料でご負担をいただきたいということで説明をお願いしてき

た経緯がございます。今回25パーセントの水準までに負担割合で戻すとなると1.5倍になってしまうというような計算にもなりました。そういったところも踏まえて、審議会のほうでは社会情勢や市民の経済負担にも配慮すべきというような答申内容もございましたので、こういったことも考慮しながら1.25倍の提案とさせていただいたところでございます。

歳出、歳入の推移のところですが、今回ご質疑をいただいている歳入減については、ごみの減量をする歳入減につながっていくというところがございますけれども、実際のごみ処理量の推移を、前々回の厚生常任委員会で滝川市のごみ処理の状況の推移もお示ししているところでございますが、可燃ごみに関しては特にごみ量が減っていないという状況に、大きく減っていないという状況にあります。しかしながら、ごみ処理手数料の収入という部分については減少傾向にあるということで、減量イコール歳入減というのが直結しているようにはなっていないという状況でございます。この要因分析については、もう少ししてみなければいけないと思いますけれども、必ずしも直結している状況にないというところだけまずご説明をさせていただきます。

事業系の歳入歳出の推移ということなのですが、これについては昨日質疑をいただいて資料準備が間に合いませんでしたので、これについてもお許しいただければ、次回の厚生常任委員会のほうで説明をさせていただければと思います。

事業系収集業者による収集料金の実態についてということでございますが、これについては今口頭で説明をさせていただきますが、事業系のごみ袋については現在2社がごみ袋を自社で作成し、販売をし、収集をしておりますけれども、生ごみでいいますと10リットルのごみ袋は240円、20リットルのごみ袋は430円、可燃ごみにつきましては45リットルのごみ袋で240円、不燃についてもリッター、金額、同様でございます。資源に当たる缶、瓶、ペットボトルについては240円にしている業者と220円にしている業者がございまして、缶は45リットル、瓶は20リットル、ペットボトルは45リットルということで、片方の業者は220円の設定、片方の業者は240円の設定ということに現在なっております。なお、これについては袋で収集をする場合の料金設定でございますけれども、毎日収集をしなければいけない大型の量販店、スーパーマーケット等々については別に契約をして料金設定をして回収をしているとお伺いしているところでございます。

滝川市の処分場建設時に可燃ごみが減少すればエネクリーン、リサイクルの処理単価を上げなければ減量率や分担金がかかるというようなことでございますけれども、この試算はどのような条件で設定を行っているかということですが、滝川市の可燃ごみが現在エネクリーンの中では36.3パーセントの負担割合と。これは維持管理費のほうですけれども、これが雑紙のことで減量することになると負担割合は31.4パーセントほどになるということで試算をして、条件設定をして歳出のほうのコスト計算をしております。

続いて、地方交付税の関係ですが、平成15年と22年の基準財政需要額についてであります。平成15年につきましては4億3,375万4,000円、平成22年につきましては3億1,633万7,000円、これについては起債償還額の減少と積算基礎の減少などによって減少しているところでございます。

続いて、審議会の答申に関してですが、その中で紙類、それからプラス

チック類の今後の検討課題、所管としてどのように検討していくのかという点でございます。これは、以前市議会の本会議でも同じようなお話をさせていただいているような気がしますが、エネクリーンはサーマルリサイクルの施設として熱回収を前提としていますから、プラスチック製容器包装については当面燃やせるごみとして取り扱う予定をしております。減量化については、市民負担の軽減からもスーパーマーケットが行っているトレーの店頭回収など、こういったところを積極的に活用していただくよう呼びかけていきたいと考えております。紙については、導入する予定で現在ご説明のとおりでございます。プラスチックの分別をするとなるとどこまで減量が可能かということなのですけれども、プラスチックの分別をするとなるとストックヤードの建設、それから選別施設の建設、これは一体化になるでしょうけれども、こういった新たな建設コストがかかること、運営管理費も当然かかってくるということで、収集コストもあわせてかなり増加になるという試算をしております。これについては、平均しても年3,800万円ぐらいの増額となるであろうということで、連合の負担金がこれによって減少する想定額としては約660万円程度と試算をしております。差し引きしても3,000万円を超える経費増になるものと考えているところでございます。

雑紙の分別でございます。先ほど清水議員から43パーセント程度というお話があったと思うのですけれども、組成調査の部分でいいますと滝川市の3地区で組成の調査をした合計では、紙類の容器包装と紙類の容器包装以外の部分の合計は38.7パーセント合計にようになります。そのうち、およそ半分の19.35パーセント程度を試算上は減少させたいということで試算をしているところでございます。

高齢者、障がい者も分別できる配慮をどのようにするかということですが、古紙の持ち込み先との調整も行いながら、少し福祉課のほうとも相談をしながら具体的な対応については検討させていただきたいと思っております。減免制度の関係です。現在減免制度、先ほど委員からもお話があったとおり単身世帯と母子世帯と生活保護世帯ということで現在行われておりますけれども、条例では先ほどのお話のとおり額面ではなくて交付する袋の枚数を定めて、それに基づく金額を減免することになっていますから、この交付枚数については現状を維持するということなのですけれども、今回雑紙のほうを皆さんにも努力して減量していただければ、実際には袋の購入する枚数というのは落とせるであろうということで試算をしておりますので、少しでも皆さんに減量に取り組んでいただければ直接的な負担は多くならない、ふえないものと考えておりますので、現状の交付枚数を維持したいと考えております。

最後の1点です。最終処分場の実は条例の部分で産業廃棄物を受け入れるという点については、滝川市の条例に載っている部分は滝川市最終処分場の規定でございます。したがって、最終処分場は延命化を目指しているという関係から最終処分場としての産業廃棄物の受け入れというのは災害などの特殊な事情を除いては考えておりません。ただ、リサイクル、エネクリーンに関しては組合と連合側のスタンスということになるので、現段階で滝川市としてこの場ではお答えできないものと考えております。

以上、ご質疑をいただいていた部分、漏れていればお知らせいただきまして、私からの回答とさせていただきます。

運上主査

(「1点漏れていました。済みません」と言う声あり)

先ほど父子家庭は対象になっているのか教えていただきたいということでお話がありました。現状の規則、それから条例では、条文的には父子家庭は該当しない状況になっております。

以上です。

委員長
清水

説明が終わりました。

まず、19.35パーセント実質可燃ごみで減ると。2割減るということで、まずリサイクルについては次回にご答弁されるのだけれども、あの施設で2割可燃ごみが減る、あるいは生ごみも袋代が25パーセントアップしたら家庭堆肥だとかいろんなことでやっぱり生ごみ量も減るだろうと。その場合のリサイクルの変化というのをやはりこの委員会としてもよく見ておく必要があると。現在どうなっていて、これが2割減ったらどうなるのだと、あるいは生ごみもこれが減ったらどうなるのだと。そういうことで、リサイクルの視察について検討していただきたいというのがまず1点目です。これは委員長に対して。2点目ですが、管理型最終処分場についても調査をするということではあります。現状をやっぱり見ておく必要があるかと。これは隣り合わせですので、あわせてご視察について委員長に検討を求めたいと思います。

関係市町との連携について、ご答弁でははっきり言って僕はわからなかったのです。というのは、料金改定についての説明の中で調整と統一的対応を進めると書いているのです。だから、誰が見たって分別は同じようにやる、ごみ袋も同じように上げる、しかし例外はあるという程度だと僕は思って質疑したのですが、何か全然わかりませんみたいな答弁なのです。これだと委員会に対する説明書きと矛盾するのです。今はそうだけれども、例えば3定までには足並みそろそろとか、何かそういうようなことでも説明してもらわないと、あるいは全然話は計画どおり行っていないのだということなのか、そういうことをお聞きをしたいと思います。

中・北空知についても同じようなことだと思うのです。巨額の施設を建てて、国から19億8,000万円、瓦れき処理しないのに特別交付税もいただいてです。そして、運転開始して半年後にもう燃やすごみが2割減るという話になって、それで本当に国のお金の使い方として正しいのかという話がまずもって出てくると思う。5年後ならともかく、半年後の話です。そういう中で、やっぱり6市9町の要するに北空知の方々にきちんと説明する義務があるし、広域連合にだって説明する義務があるし、これなんて議案提案の前にやっておかなければならない話だと僕は思うのです。少し意外な答弁だったので、なぜそういう答弁になってしまうのかという観点でお聞きをしたいと思います。

それで、歳出、歳入の推移について、ごみ量は減量するけれども、歳入減にはなっていないと、なぜだかよくわからないという答弁でした。そういう答弁をされたら、もっと私たちわからなくて、具体的にこの数字を見てくださいますと、これだけ減量されているのに歳入はこれしか減っていないのですという形で説明してくれないと、当然重量制なのだから、出るごみが減ったら歳入も減るといのが当たり前の話なので、当たり前でないことが何で起きているのか、よくわかるように説明してください。

それと、事業系の歳入歳出の推移については、家庭系と同じ書式で資料要求を求めたいと思います。

それと、事業系の収集の状況なのですが、何か資料として業者さんのパンフレットとか、今の説明は説明でわかるのだけれども、何かそういうものがあれば資料要求をしたいと思います。特に資源までこんなにお金を取っているのだというのにびっくりしました。要するに自分たちで分ける人件費より引き取ってもらったほうが安いという話ですよね。そんなことがあるのなら、福祉の世界でぜひ参入していただきたいと。営利企業だってもうからないと思います。こんなことをやっていたら。そういうこともあるので、何かもう少し詳しい業者さんの資料が入手して提出できるものであれば、資料要求したいと思います。資料要求については、事業系の歳入歳出及び事業系収集業者の収集に関するパンフレット等です。

それと、今の料金試算条件について言えば36.3パーセントから31.4パーセントにした。これ2割減、要するに19.35パーセントに比例しないけれども、定額部分と重量部分、重量制部分と考えていいのですね。そういう計算でこうなるということだね。それで、何よりもほかの自治体がどうなのかわかりませんというのも先ほどと同じ話なので、そんなことは絶対あってはならないのです。こんな大きい問題で。だから、やっぱり他市町の見込みはどうで、その場合全体がここまで下がると。そうすると、滝川だけが減量した場合は滝川市の支出が減るのです。けれども、全部が減量してしまったら滝川市の支出は減らないのです。だから、減るのか減らないのかということを僕は聞いているのです、ここで。だから、そこまでの答弁になっていないので、再度お聞きをします。

減免制度については、この際に70歳以上の単身者ということに規定しているのだが、70歳以上のみの世帯とか、高齢条件を広げる考え方や身障者、心身障がい者をこの要件に含めていく、広げるお考えについて伺います。

最後、産廃についてはリサイクリーン、エネクリーンの考えだということではっきり切られたのだけれども、もし2割の減量をして結局滝川市の支出が減らないということになったら何なのかということになってしまうのです、施設が遊んでしまうわけだから。だから、施設を遊ばせるということ自体やっぱり僕は問題があると思います。産廃を市町村が受け取ることにについては十分な審議が必要なのだけれども、あとこの空白を埋めるとすれば産廃しかないのです。あるいは、ほかの一廃ですよね。ほかの市町村の一廃を受けるとか、そういうことをして市の負担を減らすということに私は全力を傾けるべきだと思うのですが、そんなリサイクリーン、エネクリーンの考え方ですなんて他人事のように言っている場合ではないと。特にリサイクリーンにしたって、エネクリーンにしたって、滝川市が中心的な役割を負っている。だから、滝川市の姿勢で決まるということでお伺いいたします。

以上です。

委員長

まず1点目と2点目についての視察の案件について私のほうからご説明いたします。次回、24日の厚生常任委員会の視察にあわせて、委員の皆さんの一部から今言われたリサイクリーン等の視察もというご意見があったのですが、何分にも1日の視察ですので、そこを取り入れるということは時間的に困難であったということですので、これは私の考えでリサイクリーン等は新たな日にちを設定して視察に行きたいと思っています。ただ、新人議員の方は、これは行っていらっしゃいますよね。ですけれども、厚生常任委員会として新たに日にちを設けて視察したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

次に、資料要求がございましたので確認します。

先ほど事業系の歳入歳出の推移については、次回資料を提出して説明を行いますという運上主査からのご答弁がありましたが、清水委員より、事業系の歳入歳出の推移についてと、事業系収集業者の収集に関するパンフレット等の資料要求がございましたが、所管で用意できますでしょうか。

運上主査

事業系の資料につきましては、家庭系と同じような表の一覧表になったものを用意できます。事業系のごみ処理の袋の料金体系の書いているパンフレットのようなものなのですが、つくっているかどうか業者のほうに確認をさせていただいて、もしなければ今回聞き取り調査をしたものを一覧表というか、表にした形で提出させていただくということではよろしいでしょうか。

委員長

よろしいですか。

清水

いいです。

委員長

今の内容の資料について資料要求するということで委員の皆さんよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、資料の提出についてよろしくお願いいたします。

残りの部分のご答弁をよろしくお願いいたします。

石川参事

私から、まず関係市町との連携、それと意見交換の経緯についてでございます。この中空知衛生施設組合の構成市町との調整ということでございますが、この調整は過去にさかのぼりますと平成22年、エコバレー歌志内の料金の増額、そのころから既に料金改定の話がございました。22年に2回目の料金の改定がありましたので、そのころから同様な時期にどうするかということでやっておりまして、昨年副市町長会議をもう既に開いております。時期をいつごろにするかですとか、金額については検討するというのでまず時期、それと増額をするような形に持っていこうという申し合わせで調整を図ったということでございます。当然中空知衛生施設組合の構成市町ですので、これは統一を図るべきだと。ただ、これはそれぞれの構成市町の中ですから、当然議会で進められることであって、それによってどのような体系になるかはまだわからないということではございます。ただ、今回4月に滝川市はこのようにいきたいと提案をさせていただきまして、理事者への説明を進めてきたということでございます。その中で滝川市の考え方、雑紙の収集もやって、減量等推進審議会の答申に基づいて減量をしていこうというようなこともあり、それでどうですかと足並みをそろえたという経過がございます。それぞれの構成市町もやろうと進んできたというような経過でございます。あと、この後につきましてはそれぞれの構成市町の議会对応となりますので、滝川市が申し上げられるということではございません。ただ、来年4月に向けてそれぞれの構成市町が進めていくのだろうとは思っております。まず、こういう形で中空知衛生施設組合、特に2市2町は連携をとっています。芦別市については生ごみですが、既に何年前かは忘れましたが、ごみ処理手数料の1.5倍、50パーセントアップまでもう先に行っております。芦別についてはまた別な方法でやっているということで、構成市町2市2町で進んで、そういうような形で意見交換をやったということでございます。そういうことで説明しているので、中空知衛生施設組合について特化したということでございます。

ここに清水委員の質疑の中でエネクリーンの構成団体というようなことがございましたが、エネクリーンの構成団体、その前、エネクリーンができる前は中空知衛生施設組合、それと砂川地区保健衛生組合、それと北中空知衛生センター組合、この3組合がそれぞれありまして、それが集まって協議を重ねたということでございます。もともとそれぞれの3組合が独立して物事を調整しながらやっているということでございまして、それぞれ一応中空知のほうでは意見交換としてどういうふうにするのだと、中空知の構成市町では来年の4月からこういう考え方を持っているが、どうですかということでアンケートを実施しましたが、深川市につきましては5年をめどに定期的に料金改定をしている、また砂川地区についてはその時点では特に考えていませんという回答でした。そのため、そこら辺までは調整をとらなくていいのだろうというふうな形を経まして中空知衛生施設組合構成市町で検討に至ったということでございます。次に、全部が減量をするると分担金には変更がかからない、変わらないということですが、今申しましたとおり今回は滝川市の中空知ということですので、それほどの分担金が全体が減って変わらないということは考えていないと。特に滝川市は先ほど大体30パーセントぐらいありますが、その減量の率でいいますと現在36.3パーセントが31.4パーセントということで下がって5パーセント、逆に2割といいますと36パーセントで2割ぐらいですので、同じぐらい、全体で6パーセントぐらいの減量ということで、稼働率がもし100パーセントであれば94パーセントぐらいの稼働率というようなことになろうかと思っています。

運上主査

先ほどごみの減量がされていくのとごみ処理手数料が減っていつている、その関係のところはきちっと分析されていないということで、これについてはもう少し分析をさせていただいて、実際のところ特に可燃ごみに関してはごみ量がなかなか減少していないのですけれども、歳入が実際に減少しているという状況もありますので、直接搬入分の部分も含めて分析をさせていただいて、次回の厚生常任委員会のときにこの要因をお伝えしたいと思いますので、きょうのところはそこまで分析する時間がなかったということでご理解をいただければと思います。

あと、減免制度をさらに広げていく、障がい者等にも広げていく考え方がないかということでございますけれども、この点につきましては減免制度について幾つか検討をした経緯が過去にもありますけれども、滝川市に関する部分ではこういった減免制度はごみ処理手数料のほかに上下水道ですとか、ほかのものにも関係する部分があるということで、当然これについては財政的な課題というところも含めての検討ということで、ごみ処理手数料だけを新たに範囲を広げるという1点での議論の部分ではないと思っております、今回お話のあった部分についてはほかの自治体がどうなのかというところも十分分析はできていないのですけれども、現状ごみ処理手数料だけでこれを進めるという考え方にはまだ立っていないという状況でございます。

石川参事

施設の関係で、稼働率が減ってくるということに対して、滝川市は中心的な存在であるからということのご質疑でございます。今回は一番最初の資料ということで、リサイクルクリーンの関係の稼働率がまだ出ておりませんが、ずっと過去を聞いてもやはり稼働率が減少しているのは事実という形になろうかと思っています。それで、生ごみが聞き及びますと大体半分ぐらいまでになっているのでは

ないかということでございまして、半分減ったからといって維持管理が半分減るというような施設ではございませんので、清水議員の言うとおりでございます。ただ、これについて今後どのようにするかと、やはり話題としては出てくるということでございます。いろんな方策があるのだと思います。産業廃棄物を受け入れることによって稼働率を上げて収入を得て維持管理をするというようなことも一つの手かなということでございます。やはりこれは滝川市だけの施設ではございませんので、ここの提起というのは構成団体の一員としての滝川市の役割としてリサイクル、また今後エネクリーンが稼働率が減ってくるというようなことがもし生じるのであれば、3割を持っている滝川市が何らかの措置ができる可能性について提案をできればと思っております。

以上です。

清 水

分別の中でプラスチックについてですが、プラスチックを減らすといわゆるカロリーの高いものが減るということで十分な温度が得られないということで、場合によっては助燃剤等を使うとかという関係にあるのだと思うのですが、そうはいっても今回のように3地域で考え方がまるで違うのですよね。恐らくこういうふうになると2市2町がまず先行スタートということで、そうすると、後はわかりませんけれども、ではプラスチックが5パーセントぐらいの影響であれば、プラスチックもやればいいではないかと。5パーセント減って助燃剤が必要なような状況になるのかと。恐らくならないと思います。そう考えたら、審議会もプラスチックについても今後の検討課題ということで述べているわけだから、先ほど別の観点とは言っていましたけれども、その経費面ということとは別として容り法の考え方自体はどんどん進めようということですから、プラスチックを助燃剤が必要だからというようなことでリサイクルを進める考えはないということはないのだということについて確認をしたいと思います。その1点だけ伺いをしたいと思います。

石川参事

今回資料を提出しておりますその他プラの状況でございしますが、先ほど説明をさせていただいておりますとおり、先ほどのこれを見ていただきたいと思います。この分別で資源の容器包装プラというところです。これを見ますと抜けているところがどこになるかというと、5市9町に当てはまります。赤平、それから滝川、砂川、歌志内、深川、深川は白色トレイのみと書いていますが、これはもう今から十五、六年以上前からもう深川はやっております。そして、上砂川、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、浦臼町、北竜町、沼田町、これだけ全部、これで5市9町全てがその他プラはやっていないという状況にございます。調べておりませんが、それ以外のところというのはここに出ているところ、札幌は少し後になりますが、大方容器包装、平成9年ごろにその他プラを皆さんやりましょうといったころにもう既に始められたというような市町村が多いかと思います。この5市9町の中でも奈井江町、浦臼町、ここはその他プラをやっております。これは、もうエネクリーンに行く前から、エコバレー歌志内に行く前から分別をしていると。浦臼に施設があって、奈井江町が浦臼に持って行って、ハウスを建てた、掘っ立て小屋、ビニールハウスの中に圧縮を入れてもう既にやっていたということでございます。その早い走りにやっていたということになります。集めた後に手選別をしなければいけないとかいろんなことがございまして、ずっとこういう容器包装のリサイクル法もいろんな変遷がありまして、平成18年からサーマルリサイクルもいいと。最初のうちは物

質でリサイクルをすると、プラスチックをそのまま使うのだというようなことでやったのですが、容器包装のリサイクルがなかなかものが製品になっていかないということでサーマルリサイクルもよしというように変わっております。現在どのような使われ方をしているかと。プラスチックの受け入れで容器包装プラというものの、全体プラスチックはいろんな製品がありますが、一般廃棄物の約14パーセントぐらいが容器包装のプラスチックになります、全国ですけれども。これを材料リサイクル、材料リサイクルというのは例えば分別して残渣を取り除いてパレットだとか、そのまま製品に使うというようなことでやっています。でも、この製品にするとときに材料として持ってくるのですけれども、材料リサイクルで持ってきて半分は残渣です。製品にするためにまたそれで工場が分別をして製品にする。あと残り何するかといいますと、完全に焼却したり、あとエネルギーを回収するために燃やしたり、結局皆さんが、住民が集めたものを、それを出したら次に何するかというと、その半分だけが製品になって、あと半分は単純に燃やしたりしてエネルギーの回収、ひどいものでは埋め立てもするというような状況にもあると。これが大体材料になるのが4分の1です。そのほかに3分の1が溶鉱炉のコークスとして製品で使われたり、あとエネルギーガス、結局可燃ガスとか、そういうようなエネルギーとして使われる、結局は燃やして使うというような、そういうような材料に変わると。それも単純に残渣が出てくるということで、結局その他プラというものを集めたら3分の1が材料になります。3分の1はコークス材料だとか、そういうガスに使います。最後は、3分の1は単純な焼却であったりサーマルリサイクル、結局今やっている焼却場で発電をするというような使い方になっていると、そういうような形になっております。今回この地区、こういう形でサーマルリサイクルをやって発電をしているということで、この制度で住民負担をやって、わざわざ分けて、そして3分の1かそのぐらいが製品になってもあとは燃やしたり、いろんなことをやっているのであれば住民の皆さんの手を煩わせるよりもそのまま可燃ごみとして集めて発電をするというほうがいいのだらうと思っていますので、当分このエネクリーンができたばかりですし、今の状況から見ましてもこれが非常に有利な方法であろうとこちらでは考えています。以上です。

委員長

よろしいでしょうか、清水委員。

清水

いいです。

委員長

これで清水委員の質疑は終わりですね。

清水

きょうの新たな資料についてはまた後で。

委員長

まだ質疑ありますか。

清水

皆さんが質疑した後で必要があればやります。

委員長

今の清水委員の質疑、答弁等につきましてももう少し簡潔にお願いしたいと思います。この後さらに質疑ある方おられるでしょうか。

それでは、時間が2時間以上たちましたので、ここで休憩します。

休 憩 15 : 44

再 開 15 : 58

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

改めて申し上げますが、質疑の趣旨、要旨を簡潔にお願いいたします。また、ご答弁のほうもよろしくお願いいたします。

窪之内

それでは、質疑ございますでしょうか。

それでは、大きく6点になると思うのですが、1点目、ごみ袋の買いだめ等による影響のことについてですが、試算では加味していないとなっているのですが、私は一定加味する、あるいは買いだめの制限について考えるべきではないかと。例えば袋の色を変えるとか、そういうことを考えているのかどうかはわからないのですが、買いだめするとなれば一定の財源を持っている人は1年分買う可能性がありますよね。そうすると、この試算にかなりの影響が出てくる可能性があるのですが、例えば1カ月分とか2カ月で古いごみ袋は持っていけないとかとすれば買いだめの量も一定制限されると思うのです。私は、そういったことが必要ではないかと思うのですが、その点についてお考えをお伺いいたします。

それと、雑紙の回収なのですが、雑紙の約39パーセントのうち19.35パーセントマイナスできるということなのだと思いますが、正直言って雑紙の範囲が私はよくわからないのです。紙とつくものであれば何でもいい、レシートの果てから何でもいいということであれば質疑にも出ていたように雑紙の袋を用意しないのかということが出ていて、新聞とか雑誌と違って細かいですから、縛って出すということにはならないので、その辺の内容がいつごろはっきりしてくるのかどうかと雑紙の範囲という点で改めてお伺いしたいと思います。

3点目ですが、滝川の場合は処理経費の25パーセントということが有料のごみ袋になったときにだされて、今回26年度以降は住民負担率20.3パーセントなのですが、道内都市のごみ処理の袋代とかいろいろ資料は出ているのですが、住民負担率について資料を提出していただければということで、そういった観点から見てみたいということがあるので、道内都市の住民負担率について、今わかればそれでご答弁ください。

4点目ですが、ごみ処理経費の試算については32年を想定される最終処分場の満杯時までは有効だと考えてもいいと思うのですが、この最終処分場の大規模造成ということではわかるのですが、古くなってきているリサイクルンやエネクリーンの補修とか改修については試算の中に一定程度盛り込まれているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

次ですが、販売店の手数料なのですが、現行は販売総額の8パーセントということなので、袋代が上がれば8パーセントということでもいいのかと思うのですが、この辺について何か見直しを考えておられるのかどうか。

最後ですが、事業系の一般廃棄物について、先ほど清水委員からも出ていましたが、許可業者、今袋をつくっている2店について家庭系と同様に料金見直しをするという動向があるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

以上です。

委員長

窪之内委員、3点目の道内都市の住民負担率については、今ご答弁なかったら資料要求するということですか。

窪之内
運上主査

はい。

答弁する順番が少し入れかわるかもしれませんが、ご了承ください。

販売手数料の見直しについてですが、これにつきましては今は販売した額に対して8パーセントを手数料としてお支払いをしているということがございますので、ごみ処理手数料、袋代が上がると販売店手数料がふえていくと、市の歳出増につながっていくということになりますので、一応試算の段階では5パー

セントか6パーセントまで手数料を下げるできないかということで考えております。扱っていただく品目だとか枚数というのは従前と余り変わりがないということもありますので、その辺を大きな販売店に余り大きな影響を与えない範囲で販売手数料の部分について減額をできないかということで今考えて試算をしております。

それから、先ほどの住民負担率の関係なのですが、住民負担率を導入している自治体とそれを導入していない自治体がありまして、滝川市は比較的早く現在のごみ処理手数料、重量制を導入した自治体の部類なのですが、リッターに対して前回お出ししている資料の中にもリッター当たり何円という形で設定している自治体も数々ある関係で、そこに合わせた自治体もかなりの数あるようです。ですから、少し状況についてこれは調べさせていただいて、次回ご説明をさせていただければと思います。

今事業系のごみを扱っている許可業者の値上げをするかどうかという動向なのですが、1度考え方を確認するというところで業者さんとも調整会議を開いているのですが、その際には一応リサイクルクリーンのほうに搬入する手数料も上がるということであれば、当然業者側の負担も出てくるので、直接搬入する部分との影響の兼ね合いから袋の値段についても検討をしたいと。金額については、まだ明確にはされておりませんが、検討をしたいということはお伺いしております。

雑紙の範囲なのですが、現在市民に説明会でもお話をさせていただいているのですが、紙のリサイクルマークがついているものについてはほぼ該当になると思っていただいて結構です。そのほかに一般的なものとしては封筒ですとか、それからアルミホイルやサランラップの芯ですとか、こういったマークがついていないものでもそういった紙類が該当になってくるということで、逆に扱えないものの例をお話しいたしますと粘着物がついているものですとか、それからアルミのコーティングがされている紙ですとか、裏カーボン、あるいは昔よくワープロで使われていた感熱紙みたいなもの、こういったものとか、あと圧着はがき、よく最近ダイレクトメールで送られてくるあーいった類いのもの、あとプラスチックの素材が入っているような紙に非常によく似た製品のもの、こういったものが非該当になると言われております。これについては、検討リストがありまして、ほぼ受け入れ業者側からは受け入れできないものの部類も示していただいておりますので、わかりやすい表を確定した段階でお出ししたいと思っております。

あと、買いだめの関係ですが、一定の制限を設けてはどうかというお話だったと思います。確かに芦別市の例をお伺いしている範囲では、芦別市は1.5倍値上げしていますので、かなりの買いだめが発生して翌年度はしばらく歳入が上がらなかったという事例をお伺いしております。また、ほかの自治体ではあえて年度の途中で値上げをして歳入がその年に変動しないようにするような対策をとられたという自治体もあるとお伺いしておりますけれども、現状では袋を変えることによるコストも別に発生してしまうということで、それらを加味して現状の袋を維持したいと考えております。

以上です。

石川参事

ごみ処理経費の関係でリサイクルクリーンとエネクリーンの大規模修繕だとか、そういうものを見込んでいるかということですが、これについては見込んでござ

いません。また、エネクリーンについては償還金額の事務負担分のみということで施設費を計上しているということでございます。

それと、ごみ袋の先ほど買いだめの関係で買い占めの制限というようなことを言われておりましたが、今回通れば25パーセントということで、芦別市は1.5倍ということで3年間は歳入の増加が見られなかったというようなことがあったということで聞いております。ただ、それがどのぐらいになるのかということもありますし、買いだめの制限というのは今のところ考えておりません。以上です。

委員長 道内都市の住民負担率については、次回答弁するということなので、資料要求するということになれば所管は用意できますか。

運上主査 用意できます。

委員長 道内都市の住民負担率について資料要求することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、資料提出についてよろしくお願いします。

窪之内 買いだめの制限、芦別は1.5倍で3年間ということであれば、袋も現状ということであればサービスだから、こうしてもらえば買いだめできる人は市民ではいいのです。でもそれでそうなったときの試算に与える影響を考えると、枚数制限をするとか、同じ袋でも800円であれば10枚のを何本までだったらいいかという制限はできると思うのです。でも、しなくていいというのであればいいのかなという気はするのですけれども、やっぱり歳入にかかわってくるので、若干心配をしていると。

それで、雑紙については受け入れできないものを示されるということだったのですが、その出し方について答弁がなかった。袋とかを検討するのかどうか、あといつまでにそういうことがわかるのかどうかということでお伺いしたいと思います。

あと、リサイクル等改修を見込んでいないということになると、突然一定規模のそういうものが出てきたときは、最終処分場のそれ以外は、まずは住民負担は増とかということを考えないということで確認しておいていいでしょうか。

以上です。

運上主査 雑紙の袋の関係なのですが、袋については多くの自治体は今紙袋をそのままご利用いただくパターンと市販の透明の袋を利用される、あともう一つはほかのごみのように指定袋を用意するという多くはこの3パターンになっています。できるだけ新たな住民負担を出さないという部分で考えますと、私も今のところ紙袋と透明な袋の併用ができないかということで今調整をしております。したがって、指定袋については新たな費用負担も出てまいりますし、住民もそれをまた買うというような状況も出てきますので、できるだけ負担をかけないような形をとりたいと考えております。

あと、雑紙の対象になるようなリスト、これについてはもうほぼおおむね固まっておりますので、これについては8月に入った段階ではお示しできるのではないかと考えております。

以上です。

石川参事 リサイクルの関係、大規模修繕の関係です。清水委員からも質疑いただき、次回の委員会で5年から10年でどういう部分があるかということで答弁させて

いただくかと思いますが、ごみ処理手数料の改定に向けての中でそれが加味されるのかということでございますが、今の考え方では大規模修繕があってもそれをごみ処理手数料のほうに反映するという考え方は持っておりません。特にあと5年たつと今の施設の償還が終わります。ちょうどそのころの償還が終わった時期にどのような大規模修繕を持っていくかということも課題になるかと思いますが、やはり均等な整備の仕方ということも必要だと思っておりますので、滝川市からもそういうような助言はしたいと思っております。

以上です。

委員長
清水

ほかに質疑ございますでしょうか。

まず、きょう出された資料のごみ処理経費年次別表でお伺いをしたいと思うのですが、中空知衛生施設組合の負担金が1億9,400万円から3億2,700万円、これについてはエコバレーの関係だということは1つわかります。それで、この23年度決算で中空知衛生施設組合の費用3億4,000万円と中・北空知廃棄物処理広域連合の4,500万円を足すと4億円近くになるのだよね。それで、ここで激減するのだけれども、24、25、26年度というのは全然見えないのです。つまり100パーセント中・北空知廃棄物処理広域連合になったときは幾らぐらいになるのかと、ここをまず1点お伺いをしたいと思います。

それと、2点目はきょう出された資料で、これは小樽や北広島の視察のときに視察の主な質疑にもなっていくと思いますが、先ほどの平成18年度あたりからサーマルリサイクルということが強く打ち出されたと、考え方が変わったということの説明されたのですが、なのに北広島はやっているよね。小樽もやっています。だから、さきの説明と違うのだよね。最も新しい施設でありながらサーマルリサイクルでなくて容器包装プラスチックを分別してやっている。だから、参事が言われたような考え方というのは選択肢の一つということで、だからそれがベストなのだということではないというのはこれからよくわかるのです。圧倒的に市でやっていないのはほとんどないわけで、やっていないのは留萌、登別、石狩、恵庭、江別、5つですよね。上のほうに5つとこの中・北空知ということですから、サーマルリサイクルが世の流れということは、僕は決して先ほどの説明だけでは納得しがたいなと。だから、この道内の実態、古いところは別だけれども、何で新しいところがサーマルでないのかということをお伺いします。

それと、雑紙についてなのですけども、このフローは非常に抽象的に書かれているので、まずリサイクルに搬入されるのかどうかということが1点目。2点目は、集団資源回収にこれが入ってくるのかどうか。3点目は、いわゆる雑紙の相場というのが新聞や段ボールやいろんなものと比較してどうなのかと。つまり収集業者が十分古紙直納業者、受け入れ業者との売買で要するに採算が合うのかということ、さらにはそこで市が負担金だとか、集団資源回収となればキロ当たり1円だとか、いろいろありますよね。そんなようなことについてどのように考えているのかを伺いたいと思います。

以上です。

運上主査

26年度の見込みについては、中空知衛生施設組合の負担金については前回の厚生常任委員会を出している資料の中に今後の見込みについては提出をさせていただいております。その26年度の内容でいけば、今後中空知衛生施設組合の負担金については26年度以降は約2億円、中・北空知廃棄物処理広域連合

の負担金については1億2,300万円になる見込みで試算をしております。それについては、前回の提出資料のほうでもう一度ご確認をいただければと思います。それから、雑紙のフローについてですけれども、確かに抽象的なのですけれども、リサイクルは通りません。通らずに古紙直納業者へ滝川市が委託をしている収集業者がここに直接搬入するというので、市はその分の古紙の売却益を収入にするという形で、これに伴う負担金等は発生はいたしません。ただし、収集をする関係の委託、収集の部分の若干の経費の上乗せは出てくる可能性があるという状況でございます。

以上です。

石川参事

先ほどのサーマルリサイクルの関係で、それがいいのだというような少し誤解を受けてしまいましたが、そもそもの容器包装リサイクル法、これはこういうような制度があるけれども、これの裁量については市町村に任されている部分になります。ですので、必ずしなさいというようなものではないと、それぞれの市町村の裁量に任されているということです。こういう調査結果においてやっているところ、やっていないところというのがあらわれていると。それぞれ処理体系が違って、例えば北広島は焼却場を持っていないということで、その処理はどうするのかという、きっと埋め立てというようなところで、いろいろと地域性の問題だとかいろいろなものがあるかと思います。それと、18年度以降どういうような形になっているかといいますと、全国的には容器包装のプラスチック以外のプラスチック、通常の製品だとか可燃ごみで出てくるようなもの、それが焼却施設に回っていると。今までは埋め立てのものが、焼却施設が高度になってよくなっていると、公害に適応するというようなことから、そういうような展開をしているという状況もあるようでございます。この地区については、そういう形でその地域の裁量としてこういう処理をしているということでございます。

以上です。

清水

集団資源回収の項目にする考えはないということなのか。また、売却益ということはわかったのだけれども、ランクとしていけば新聞より段ボールが高いという変な時期もあるけれども、一般的に言うと新聞が高くて段ボールが一番安くて、その中間にチラシとかが入るということであってどの辺にランクするのかと。

運上主査

集団資源回収のほうへの雑紙の取り扱いを考えるかどうかという点については、現状一部の町内会では取り扱っていただいているところがあって、受け入れしていただいている業者というか、回収に行っている業者が受け入れ可能なところであれば現状も実は雑紙を扱っていただいている町内会が一部あるということは調べてわかっております。その関係からも一応町内会の資源回収についても雑紙の対応はしてまいりたいと思っています。

それから、相場なのですけれども、段ボール類、おおむね5円とか6円とかという範疇で動いていますので、雑紙についてもそんなに大きく差が出ないと、おおむね5円ぐらいになるだろうという一応試算はしております。

以上です。

清水

集団資源回収が分別の資源の大半を占めると思うのですけれども、個別収集による新聞やペットボトルに比べると大幅に多いのだと思うのです、集団資源回収やその他業者が直接回収するという。それからいうと、減量化に成功す

るかかどうかというのは、集団資源回収に成功するかかどうかということだと思います。雑紙というのは、いろんなものが入ってくるわけだから、今でさえ物すごくいろいろと、例えば瓶の種類がまざっているだとか、ふたがついていたらどうだとか、もうけんかになるぐらい。こんなのは持っていけないと、こんなもの商売の何にもならぬというような業者もいて、限界に来ているのだよね。そういう点でこの雑紙の集団資源回収というのは、収集業者の負担になってはいけないと。要するにやっぱり奨励金関係について十分な配慮が必要だろうと。混入しても業者さんが分ける人件費をかけてもいいと言えるような状況にしないと、町内会と業者の争いになっては僕はまずいと思うのです。そのあたりのお考えについて伺います。また、その一部町内会、これうまくいっているとか、量としてはどれぐらいだとか、町内会の数としてはどうだとか、そういうような経緯もお伺いをします。

運上主査

全ての町内会にヒアリングをしたわけではないので何とも言えないのですけれども、要するに町内会の資源回収のチラシに紙製の容器包装、チョコレート箱だとか菓子箱だとか、こういうのを入れているということです。チラシに入れている町内会が幾つかあったので、その確認をするとかかなり前から了解をもらって、恐らく深田商店あたりに入れているところはかなり導入をしているようでございますので、数値的に何町内というのははっきり全部確認はとれていないので言えませんが、かなりの町内会では深田商店に入れているところあたりは入れているのではないかとはおもっております。ただ、先ほど清水委員がおっしゃったとおり、分別していただくにも相当苦労がかかるというところもあって、あえてうちはやらないという町内会も中にはいらっしゃるようですので、そこら辺の兼ね合いで導入している町内会、導入をあえてしないという町内会も中にはあると伺っております。ただ、実際に登録している団体では今170ほどの町内会やPTAだとカスポーツ少年団などが集団資源回収に取り組んでいただいているのですけれども、このうちの幾つというのは明確には調査を全てしていないのでお答えできません。そういう状況でございます。また、雑紙の今後の回収、負担になってしまうというところもありますので、そこら辺は集団資源回収の回収をしていただいている業者さんについてはかなり高齢な方もいらっしゃるものですから、再生資源組合とも今後話し合いの場を設けていかなければいけないと思っておりますので、その辺の経過を見ながら協議していきたいと思っております。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(何事か言う声あり)

委員長

質疑の項目は何でしょうか。

渡辺委員外議員

雑紙の内容についてです。

委員長

雑紙の内容1点ですか。

渡辺委員外議員

1点です。

委員長

それでは、委員の皆さんにお諮りしますが、渡辺委員外議員からの質疑を許可して、よろしいでしょうか。

窪之内

先ほど雑紙については、8月くらいに資料で示されると言っていたのですけれども、それとは別な観点なのか。雑紙の何を聞くのでしょうか。

渡辺委員外議員

別な観点からの質疑です。

委員長

わかりました。別内容ということですので、認めてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長
渡辺委員外議員

質疑時間を2分といたしますので、よろしくお願いいたします。
清水委員の質疑で大体わかったのですが、燃えるごみというのはほとんど、38パーセントではないですよ。もう80パーセントぐらいが紙です。そして、うちの町内会では集団資源収集で段ボールとかはもうやっていますので、これ以上また町内会とか家庭に雑紙のあれだこれだということ大変複雑になってきてしまうのではないかと。今の制度でも何の損もないと思っているのです。うちの町内会では。だから、そこら辺の流れを家庭から出して、町内会はどんな関係があるのかないのか、その辺。それから、雑紙の袋が無料なのか有料なのかというか、まださっきのでは私はわかっていませんので、お願いします。

委員長

先ほどその内容は答弁していますので、今の質疑は却下いたします。
そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

2. その他について

委員長

2、その他について、3点ほど委員長のほうからご報告させていただきます。
まず、1点目、今月24日のごみ処理視察の案件につきましては、今配付しましたとおり視察日程関係はお目通しいたできて、施設の概要はファックスで事前に皆さんのところにお配りされていると思いますので、これについては各自調べておいていただくのもよろしいですし、また施設の概要については当日議会事務局のほうから資料はバスの中で配付させていただくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。
続きまして、2点目としまして厚生常任委員会の視察についてでございますが、前回、前々回の委員会のときに7月5日まで各委員の皆さんから具体的な案件があればということをお願いしておりましたが、出てきておりませんでしたので、委員長の私のほうからこういったところはどうかというご提案で示させていただいております。日程関係は事前に決めた10月21日から23日まで、視察候補地としては皆様からのいろいろなところでのご意見を、正式な公式な場ではないですけれども、耳にした範囲で検討させていただきまして、調布市の一般廃棄処理基本計画についてでございます。2点目が練馬区、これは今回事業団への施設譲渡という方向にということですので、練馬区で特別養護老人ホームが事業団の民営化のほうに23年4月に移行されたということで、非常に最近であるということで選択させていただきました。もう一つは、京都府の京都市で環境マネジメントシステムという内容でございます。この3カ所を視察場所として検討をしておりますが、皆さんにご議論いただきたいと思います。
それと、3点目ですが、厚生常任委員会視察が終わった後の報告書の提出についてなのですが、5月16日の事業団の視察のほうは清水委員にお願いしてあったと思うのですが、事務局のほうではまだ未提出ということですので、早めをお願いしたいということと今後7月24日、ごみ処理施設の視察がございます。そして、7月下旬か8月に入って先ほど清水委員から提案ありましたリサイクルの視察、さらに10月初旬に特養視察の予定、さらに10月21日、厚生常任委員会の道外視察という視察がめじろ押しになっております。その都度報告書を書かなければならないのですが、この場で報告書を書く方を事前に決めておきたいのですが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、ここで議論をしても仕方ないので、私のほうからお願いしますということで、もしどうしてもできないということであれば言っていたきたいと思います。5月16日の分は決まっておりますので、7月24日の視察、木下委員、お願いできますでしょうか。

木下委員 はい。

委員長 10月21日、これは今これからご議論いただく厚生常任委員会の道外視察のほう、3カ所という予定でありますが、窪之内委員、お願いできますでしょうか。

窪之内委員 はい。

委員長 10月初旬予定の特養については、清水委員ということでお願いしたいのですが、よろしいですか。

清水委員 今回おくれた分の埋め合わせのためにも受けます。

委員長 それでは、そういうことでお願いしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 7月下旬のリサイクルクリーンのほうは私のほうで書きます。

各視察についての報告書、それぞれお願いいたします。

ここで休憩を入れまして、厚生常任委員会の道外視察候補についてご議論をいただきたいと思います。休憩します。

休 憩 16:41

再 開 16:48

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

厚生常任委員会の道外視察につきましては、この案以外に何かありましたら次回の委員会までに議会事務局のほうに申し出いただくと。なければ、この内容にて進めさせていただくということではよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委員長 3、次回委員会の日程につきましては、先ほど申し上げましたが、7月31日水曜日午後1時半から……

(何事か言う声あり)

委員長 31日、バス等の手配がつけば午前中にリサイクルクリーンの視察を行うと。そして、委員会は1時半からということにいたします。リサイクルクリーンの視察を行うかどうかは、後ほどまたご連絡いたします。それと、8月7日水曜日、10時から厚生常任委員会の開催となります。この後2回の厚生常任委員会の日程についてよろしいでしょうか。

清水委員 採決は、いつを予定していますか。市民説明会が終わるのが24日でしょう。それで、その後にいろんな請願とかが出るとすれば、7日に採決というのは早過ぎるなど。3定までにということでは、この最後をおくらせるということではやるべきだと思うのですが。

委員長 8月7日を外して、次の週ということになるとお盆休みということでなかなか日程調整がつかないということがあって、さらに8月の最後の週ということになると、これは今度3定、本会議前の委員会ということになるのです。そういうことを一応検討した結果、8月7日ではなくてもいいかもしれないですが、8日、9日、10日のこのあたりでも構わないとは思いますが、この週しか多分ないだろうということなのです。時間的には多少そういうのもあるかもしれ

ませんけれども、日程上その次の週はお盆で皆さん集まらないということと最後の週はもう本会議前の委員会ですから、それができないとなるとこの週のこのこということに一応なっているということです。ですから、7月31日は委員会決定ということで、一応8月7日を頭に入れておいていただきたく思います。清水委員の言われるような内容等を吟味しなければならぬということであれば、また次の次の委員会ですから、日程調整を事務局とも検討してみたいとは思いますが、なればここら辺の週ということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

清 水

ただ、ごみのことというのは、例えば先ほど言われたように要は25パーセントアップするけれども、分別でごみが減量すると、だから負担はふえないという、こういう話です。けれども、渡辺委員外議員は帰ってしまったけれども、やっぱり雑紙の分別というのはかなりいろんな市民の声がこの委員会でも十分行き渡るというか、そういうことを経ないと、それと先ほど言ったようにリサイクルの稼働率の問題だとか、エネクリーンの稼働率との関係もある。そうすると、24日から7日といったら2週間もないわけです。その間でそういった細かい将来どんなことが起きるのだということをも十分念頭に入れた審議は僕は難しいと思う。だからそこを考える期間、市民と一緒に対話したりする期間というのをそれぞれの議員がとって、そうでないと僕は十分な審議とは言えないと思う。仮に3定前の厚生常任委員会で採決をする。いいではないですか。それで何の問題も僕はないと思います。

委 員 長

7月31日午後1時30分から第一委員会室にて開催することは決定とし、8月7日を予定として、日程をまだ決めないということにしておきますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

それでは、そのように決定させていただきます。
これにて第22回厚生常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉 会 16:56